



自治会に入りませんか ご近所にお知り合いを増やしませんか



自治会は、近所に住んでいる方同士が協力して自主的に結成された自治組織です。現在保たれている、きれいで、安全で安心な環境は、これまでの自治会活動のたまものであり、将来も必要不可欠なものです。

未加入の方は、ぜひ、お住まいの地域の自治会への加入をご検討ください。加入方法がわからない方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

自治会の活動例 (自治会によって活動内容は異なります)



安全

私道の防犯灯の管理、子どもの見守り

夜道を安全に明るく照らすため、自治会が私道上の防犯灯の設置と管理を行っています。

助け合い

防災訓練、災害時の助け合い

地域の災害備蓄庫や、屋外の消火器は、自治会が管理している場合があります。



安心

事故防止活動、防犯パトロール

住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯パトロールや講習会の開催を行っています。



ふれあい

親睦会、夏祭り、子ども会、老人会

季節ごとのお祭りや盆踊り、音楽鑑賞会を実施している自治会もあります。



環境美化

清掃、緑化、資源リサイクル

きれいなまちでみんなが気持ちよく過ごせるよう、清掃活動に取り組んだり、資源ごみの集団回収を行ったりしています。

情報共有

回覧板、掲示板、行政への要望・相談

自治会報や行政情報の提供をするなど、地域の課題の取りまとめや行政とのパイプ役を担っています。



自治会を作りませんか

自治会が結成されていない地域の方は、自治会を作ってみませんか。自治会を結成するには、近所の皆さんと自治会の活動内容や、運営方法について話し合い、意思統一をすることが必要です。自治会の結成についての相談を受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042 (346) 9532

市では市内の建設業者団体(小平市住宅リフォーム斡旋協会)と協定を結び、安心して発注できる業者や職人さんを、団体を通じて派遣しています。

住まいのリフォーム ご利用ください 市内業者の あっせん 制度



修繕	●傷んだ部分の修繕・補修 居室・台所・浴室・トイレなどの屋内全般の修繕・補修(部分補修、模様替え、壁紙の張り替えほか) 屋根・外壁などの屋外部分の修繕・補修(雨漏り対策、雨どいの修繕、外壁塗装ほか) 屋内の給排水・電気配線などの修繕・補修 ●ピッキング被害対策
増・改築	●部屋などの増・改築 部屋の増・改築、浴室やトイレの改造、防音工事、押し入れの収納庫への変更ほか(新築でも対応可)
付帯工事	●住宅内外の工事・補修 車庫・門扉・フェンス・物置などの工事、各種ペンキ工事、各種コンクリート工事ほか
造園	●庭、庭園などの造成 庭づくり、庭木の手入れ、庭園の管理ほか

小さな工事でも受け付けていますので、気軽にご利用ください。
問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042 (346) 9532

表1 動く市役所の巡回日程

曜日	時間	午前9時30分~11時	午後2時~3時30分
月		鈴木地域センター	中島地域センター
火		小川公民館	
水		上水南公民館	大沼地域センター
木		小川公民館	中島地域センター
金		上水南公民館	大沼地域センター

※土曜・日曜日、祝日・休日、年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。

表2 主な取り扱い業務

住民登録	転入届、転出届、転居届
戸籍	婚姻届、出生届、死亡届、転籍届
印鑑登録	登録申請、廃止申請
税務	市民税・都民税申告、納税管理人届
納税	市民税・都民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、納期限内の都税(自動車税、個人事業税、不動産取得税)、還付金
納入	交通災害共済会費(ちよこつと共済)、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、還付金
国民健康保険	資格取得・喪失届、住所・氏名等変更届、高額療養費等の申請、温泉センター割引利用券
後期高齢者医療	後期高齢者医療に関する諸届、療養費・葬祭費等の申請
国民年金	資格取得・喪失届、保険料免除申請、学生納付特例申請
福祉関係	児童手当・特例給付認定請求、乳幼児医療費助成(㊸)義務教育就学児医療費助成(㊹)、保育園入園申請、心身障害者ガソリン費補助金請求
一般事務	健診・検診申込、妊娠届(母子健康手帳)、健康手帳、就学・転入学届、区域外就学届、学童クラブ入・退会申請、飼い犬に関する諸届、廃棄物処理シールの販売(粗大ごみ)、防鳥ネット借用申請、自治会役員変更届
その他	市政に対する要望・意見、その他各課に対する連絡・業務取り次ぎ、都営住宅・都立霊園等申込書の配布

ご利用ください
動く市役所

動く市役所は市役所や出張所から離れた地域5か所を巡回する移動窓口です(表1)。取り扱い業務は出張所とほぼ同じです(表2)。
※一部、即日処理できない業務があります。
▼各種証明書の交付
▽即日交付できる証明書:住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・都民税課税・非課税証明書

△電話予約で受け付ける証明書:戸籍関係証明書(小平市に本籍がある方からの請求に限る)、固定資産税関係証明書、納税証明書ほか
※各種証明書の請求には、運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真付き)、保険証、医療証などの本人確認書類が必要です。代理人や別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。
※印鑑登録証明書の請求には、印鑑登録証(こたいら市民カード)が必要です。
問合せ 市民課 ☎042 (346) 9520

